

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年2月7日

秋田県監査委員 小松 隆明  
秋田県監査委員 三浦 茂人  
秋田県監査委員 高橋 洋樹  
秋田県監査委員 川村 和夫  
財一 230  
令和2年1月7日

秋田県監査委員 小松 隆明  
秋田県監査委員 三浦 茂人様  
秋田県監査委員 高橋 洋樹  
秋田県監査委員 川村 和夫

秋田県知事 佐竹 敬久

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

※以下別紙のとおり

**平成26年度包括外部監査（下水道事業特別会計の財務事務について）**

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措置の内容
<p>5. 下水道事業の計画</p> <p>(1) 流域下水道事業に係る計画</p> <p>【意見1】事業全体の収支計画の策定について (43頁・3頁)</p> <p>現在、流域別下水道経営計画（収支計画）は策定されているものの、公営企業としての下水道事業特別会計の全体像を示した収支計画は策定されていない。したがって、事業全体の収支計画が不明であり、特別会計全体として、中長期的に持続的な経営がなされているかどうかを判断するツールがない状態である。</p> <p>事業全体の収益や経費について達成状況を点検し、計画どおりに経営できていない状況に陥ればその原因分析をした上で次の施策につなげるといったP D C Aサイクルを実行に移す前提として、事業全体の収支計画を策定することが望ましい。</p> <p>【意見2】経営指標による目標管理について (43頁・3頁)</p> <p>市町村が下水道事業を進めるに当たっては、普及率、接続率（水洗化率）、経費回収率に数値目標を定め、目標管理することが一般的であり、「あきた循環のみず推進計画」でも各市町村のこれらの経営指標にかかる数値目標が示されている。一方、県が事業を進めていく上で目標管理する経営指標（目標数値）は示されていない。</p> <p>その理由は、市町村が実施する公共下水道事業等は市町村の経営努力等により普及率、接続率（水洗化率）、経費回収率をコントロールできるのに対して、県が実施する流域下水道事業は、既に幹線管渠の整備が終わった現状において、接続率の向上は各市町村が流域下水道に接続してくれるかで決まるものであること、経費回収率の上昇は処理区ごとに市町村と相対で負担金単価を決める仕組みの中で決まるものであることから、いずれの指標も県の経営努力だけではコントロールできず、目標管理するものとして適していないからである。</p> <p>しかし、県が流域別下水道経営計画や事業計画を確実に遂行するためには、負担金単価を決定するに際し前提条件とした、歳出総額、流入水量の中長期的な見込みを確実に達成する必要があり、経営指標による目標管理をしなくてよいことにはならない。</p> <p>事業の持続可能性を確実にするためにも、計画と整合した経営指標による目標管理を実施し、あわせて、事業進捗度合いを公表することにより住民からのモニタリングを受けることで、事業の確実な推進を図ることが望ましい。</p> <p>6. 収入に係る財務事務</p> <p>(1) 負担金単価の水準の決定</p> <p>【意見4】目標とする累積赤字の解消期間について (50頁・4頁)</p>	<p>(対応済み：下水道課)</p> <p>総務省が地方公共団体の公営企業・特別会計に策定を要請している「経営戦略」を、平成30年度に策定し、この中で今後10年の投資・財政計画（収支計画）を定めた。</p> <p>(注) 経営戦略とは 公営企業（水道事業や下水道事業等）の経営について、今後の人口減少や施設の老朽化等の状況を見据え、規模・能力等が適切かなどの現状把握を行った上で策定する10年以上の経営の基本計画（収支計画）であり、公営企業を所管する総務省の要請により策定することとしたものである。</p> <p>(対応済み：下水道課)</p> <p>総務省が地方公共団体の公営企業・特別会計に策定を要請している「経営戦略」を平成30年度に策定しており、この中で経営指標による現状分析、中長期的な経営のあり方、経営目標の設定等について検討し、投資・財政計画を定めた。</p> <p>(対応済み：下水道課)</p> <p>令和2年度からの地方公営企業法適用に</p>

県は、累積赤字の解消期間を、公的資金の償還年数を踏まえて30年として設定している。

流域下水道事業における負担金は、受益者負担としての性格を持つものであり、ここでいう受益とは、借金の償還ではなく、施設の利用（サービス・便益の享受）であることを踏まえると、累積赤字の解消期間としてより合理的なのは、借金の償還年数ではなく、施設の耐用年数である。

借金の償還年数より施設の耐用年数の方が長い場合において、償還年数をベースに負担金単価水準を決定する方法は、償還終了時までは高負担、償還終了後耐用年数到来時までは低負担となり、負担金の平準化ひいては受益の適正化が図られにくいが、累積赤字の解消期間を施設の耐用年数とすることで、この問題が解消され、受益者負担の一層の平準化が図られる。

現在、県では、流域下水道事業の法適化に向けた取組みを始めたところであり、これに合わせる形で、あるべき負担金の単価水準のあり方を検討することが望ましい。

#### 【意見5】累積黒字の取扱いについて

(56頁・4頁)

臨海処理区及び横手処理区は、平成25年度現在で累積黒字が生じている。

臨海処理区では負担金単価の水準を引き下げ、意図的に単年度赤字を発生させることで累積黒字を市町村に還元することとし、横手処理区では次の負担金見直しのタイミングが到来するまでの過渡期的な処理として一般会計に繰り出すことで収支均衡を図っている。

しかし、今後、流域下水道事業は、長寿命化による改修費用や、施設の更新時期の到来により多額の更新費用を要することが確実であり、累積黒字を意図的に短期間で解消させる必要はない。

累積黒字が生じた場合、臨海処理区のように単年度赤字を発生させて短期的に解消する、つまり、累積黒字を経常的な維持管理費に充当することで市町村還元を図るのではなく、中長期的な更新費用に充当することで市町村還元を図ることが、負担金平準化の観点からも財政健全化の観点からも望ましい。

また、当該累積黒字は、受益者負担に基づく市町村からの負担金を原資として発生したものであるため、受益者に適切に還元されなければならない。したがって、横手処理区のような一般会計への繰出し処理はやめ、特別会計内で基金として処理区ごとにプールしておくことが望ましい。

この場合、基金額が過度に多額にならないよう、将来必要と考えられる改修費用や更新費用を織り込んだ形での中長期間に渡って収入・支出が均衡する水準で負担金単価を設定し、それ以上の負担金を徴収することのないよう留意する必要がある。

#### 【意見6】累積赤字を抱える処理区における累積赤字解消目標年次について

(61頁・5頁)

累積赤字を抱える処理区における累積赤字解消年次について、大曲処理区と鹿角処理区が「供用開始から35年目」

合わせ、負担金単価の見直しを実施した。

また、累積赤字の解消期間を施設の耐用年数とすることで、受益者負担の平準化を図った。

#### (対応済み：下水道課)

令和2年度からの地方公営企業法適用に合わせ、将来必要と考えられる改修費用や更新費用を織り込み、中長期間に渡って収入・支出が均衡する水準で負担金単価を設定した。

さらに純利益が生じた場合には、内部保留した上で中長期的な更新費用に充当することで市町村還元を図ることとした。

#### (対応済み：下水道課)

令和2年度からの地方公営企業法適用に合わせ、負担金単価の見直しを実施した。また、累積赤字の解消期間を施設の耐用年数とすることで、受益者負担の平準化を図

となっているのに対して、大館処理区は「供用開始から30年目」となっていて統一されていない。

処理区によって期間が異なることは公平性の観点から問題があること、市町村の今後の経営状況によってはなし崩し的に累積赤字解消期間が長期化する懸念もあることから、統一することが望ましい。

#### 【意見7】中長期的な視点での負担金水準の平準化について

(62頁・5頁)

累積赤字が解消された後の単価水準は、ピーク時の負担金単価水準と比べると、事業開始して間もない鹿角処理区を除いて、いずれの処理区も40%～60%引き下げられた水準であり、また、累積赤字解消直前の単価水準と比べても21%～47%の水準で大幅に引き下げられている。

インフラ施設の利用料金は、中長期的には平準化されることが望ましく、乱高下することは好ましくない。また、早期に接続した市町村と遅れて接続した市町村とで各市町村の受益の量は年度によって変わらないにもかかわらず負担水準が違うこと、あるいは、同じ市町村の中でも第一世代の負担が高く第二世代以降の負担が低いことは、適正な受益者負担の観点からも適当ではない。したがって、流域下水道事業の負担金単価も、処理区ごとによる差異は地域差として許容されるが、年度による差異は可能な限り発生させないように、中長期的に平準化を図ることが求められるものと考える。

接続率の低い供用開始当初において、負担金単価が多少高くなるのは止むを得ないが、累積赤字を解消したとたんに、一気に4割以上も負担金水準が下がる現在の仕組みは、負担金水準の平準化の観点からは望ましくない。むしろ、累積赤字の解消の目標期間を今より延ばした上で、中長期的な負担金水準の平準化を図るべきである。

#### 【意見8】負担金単価の見直し期間の短縮について

(63頁・6頁)

現在の負担金単価の適用期間（財政計画期間）は、全ての処理区で平成26年度～平成30年度の5年間であるが、他の流域下水道事業をみると、負担金単価の見直し期間は3年としている県が最も多く、全体の4割を占める。秋田県が属する「5年」も、2割程度の県が採用しており、必ずしも秋田県が他県と比べて長いというわけではない、「5年」での見直しは単価設定期間としては最も長いものである。負担金単価の設定に当たっては、中長期的な将来の方向性を決める場合には中長期的な負担平準化の観点を持つべきだが、一方で、足元の直近の状況を反映した負担金単価とすることで、累積赤字・累積黒字の発生をコントロールしていく必要もある。

他県の流域下水道事業における実例も踏まえて、負担金単価見直し期間を3年とすることを検討することが望ましい。

## 7. 固定資産管理に係る財務事務

### (2) 秋田県の下水道台帳の整備状況

った。

(対応済み：下水道課)

令和2年度からの地方公営企業法適用に合わせ、負担金単価の見直しを実施した。また、累積赤字の解消期間を施設の耐用年数とすることで、受益者負担の平準化を図った。

(対応済み：下水道課)

令和2年度からの地方公営企業法適用に合わせ、負担金単価の見直しを実施し、直近の状況を反映した負担金単価とするため、見直し期間を3年とすることとした。

**【意見9】下水道台帳のデータ集約化とシステム化について**

(83頁・11頁)

現状、維持管理計画や投資計画の策定の際に台帳データは用いられていない。その理由として、下水道台帳に全ての資産情報が集約されていない点とシステムによるデータ管理がなされていない点が挙げられる。

全ての下水道財産を、経営を直接担う建設部が適宜適切に把握していない状況は、安定したサービスの供給を阻害する要因になり得る。

また、システムによるデータ管理がなされていない点については、「管路台帳」及び「資産台帳」が紙原簿により管理されていることから、登録内容の変更等の更新作業における作業時間や頻度等及び台帳情報を活用した現状把握分析、将来予測等のデータ分析作業における作業時間や深度等について、システム上でデータ管理した場合に比べ、非効率ないし制約があると考える。

より効果的かつ効率的な台帳管理及び情報の利活用へつなげるために、管轄部署を一元化し、情報集約化を進めるとともに、下水道台帳のシステム化を図るべきである。

なお、管轄部署の一元化及び下水道台帳のシステム化により、一時的なコスト増及び人的資源の不足が想定されるが、今後、想定される公営企業法の法適用化と併せて実施することで、作業負荷を削減できると考える。

**(3) 設備投資計画**

**【意見10】設備投資計画の精緻化について**

(86頁・11頁)

長寿命化計画は、下水道台帳ではなく、過年度の建設改良費等の歳出合計に基づき作成されている。したがって、個別の資産ごとに耐用年数に応じた更新投資等の詳細な投資計画を策定できていない。

秋田県では、公共施設等総合管理計画を策定するにあたり、改築更新費のシミュレーションを実施しており、設備投資計画も当該シミュレーションに即したものであることから、必要な更新投資は行われているものと推察されるが、当該シミュレーションは電気・機械及び土木・建築の2種別で実施されたものであるため、より適切に更新投資を行う上では、個別の資産ごとに耐用年数を勘案した設備投資計画を作成する必要がある。

今後、地方公営企業法が適用されることで、台帳整備に加え、適切な減価償却計算が行われることになり、固定資産の老朽化度合を把握することが可能になる。当該固定資産の老朽化に係る情報に基づき、設備投資計画を策定することで、より実効性の高い設備投資を実施することが可能になるものと考える。

**(4) 未利用財産**

**【意見11】未利用資産の把握の状況について**

(88頁・11頁)

下水道台帳は「管路台帳」、「設備台帳」、「資産台帳」の3台帳から構成されるが、稼働状況に関する情報が記載された台帳は「設備台帳」のみである。また、その「設備台

(対応中：下水道課)

下水道法に基づき令和元年度に設置した法定協議会において、市町村を含めた全県の下水道台帳システム化について検討を行うこととしている。

(対応予定：下水道課)

令和2年度中に長寿命化支援制度を発展させた下水道ストックマネジメント支援制度に基づき、長期的な改築事業のシナリオの設定や点検・調査計画及び修繕・改築計画である「ストックマネジメント計画」を策定し、令和4年度の経営戦略の改定に合わせ、設備投資計画を策定することとしている。

さらに、固定資産台帳を整備後は、減価償却費等を勘案した設備投資計画を策定することとしている。

(対応中：下水道課)

令和元年度に下水道法に基づく法定協議会を設置し、協議会の中で、市町村を含めた全県の下水道台帳のシステム化について検討を行うこととしており、その中で土地

帳」も、【指摘事項 7④】に記載したとおり、稼働状況の情報の整理が不完全であり、現状、未利用資産の把握が適切に行われているとはいえない。

まずは、設備以外の資産については、未利用資産の有無を把握するとともに、未利用資産の一覧表を作成すべきである。

なお、設備について、台帳を適切に整備することで稼働状況を把握できることから、稼働状況に係る情報を整理し、台帳を適切に整備する必要があるのは【指摘事項 7④】のとおりである。

加えて、稼働状況を確認するため、現物確認（実査）を定期的に実施すべきである。

#### 4. 十和田湖特定環境保全公共下水道事業の状況

##### (3) 計画の策定状況

【指摘事項10】十和田湖特定環境保全公共下水道事業に係る経営計画の策定について

(111頁・15頁)

当事業は、毎年度1億円程度の赤字が計上され続け（かつ、将来にわたって継続する）、一般会計からの繰入で賄い続ける状況である。

この状況を開拓するためには、①十和田湖の観光施策を振興し、観光客を誘致することで大口先であるホテル・旅館からの有収水量を引き上げる、②使用料単価（特に経営に重要な影響を与える大口先の使用料単価）を見直す、③公共下水道が敷設されている小坂町に一部の負担を求める（現在は小坂町の負担はゼロであり、全て県の負担）などの手法が考えられる。②の使用料単価の見直しについては、これまでにも下水道課内では検討がされてきたが、大口先の経営状況も芳しくないこともあり、実現に至っていない。

今後の事業の継続性を図る上で、現実に生じ続け今後も拡大が見込まれる赤字の補填を誰がどのようにして負担するのかを検討するとともに、仮に、今後も継続的に一般会計からの繰入で負担する（つまり、県民全体の税金で賄う）のであれば、十和田湖特定環境保全公共下水道事業の経営計画を策定し、中長期的に、その財政負担がどの程度であるかを明らかにしておく必要がある。

や建物の未利用や低利用状況を把握し、利活用に向けた検討を進めていく。

(対応済み：下水道課)

十和田湖特定環境保全公共下水道事業においても、令和2年度から地方公営企業法を適用することとし、平成30年度に策定した「経営戦略」において、今後の収支計画等を策定した。

#### 平成27年度包括外部監査（基金の運営と管理に係る財務事務）

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措置の内容
4. 各基金に関する事項 (11) 秋田県ひとり親家庭等住宅整備基金 【意見9】基金の設置の意義について (76頁・7頁) 昭和50年に設置された本基金は、県として母子・父子・寡婦に対する福祉の増進を目的に、市町村を通じた貸付制度を創設することとし、その貸付資金として設置されたものである。 ただし、母子・父子・寡婦に対する住宅整備事業は本来	(対応中：地域・家庭福祉課) 秋田県ひとり親家庭等住宅整備基金は、昭和50年度に5千万円の積立額で開始し、昭和58年度には5億円を超える額で運用していたが、昭和59年度に貸付額が償還額を下回ったため、その後は、年度中の償還額から、当該年度の貸付に必要な額を除いた額を一般会計に繰り出すことにより、平成

市町村が実施すべき事業と考えられ、貸付実績も減少の一途をたどってきており、利用実績の観点からも、制度として維持する必要性は高いとはいえない。

また、制度上の存続意義の観点からも、生活福祉資金は国の補助事業、母子父子寡婦福祉資金は法律に基づいた貸付制度であり、これらを上回る県独自の有利な制度が必要かという観点での議論も必要である。事業として、県が公費を利用して維持すべき融資制度なのかどうかを改めて検討し、その必要性が認められる場合であっても、実績に見合った形でもって基金の縮小を検討すべきである。

30年度末の基金残高は、1億円程度にまで縮小している。

基金の貸付対象となるひとり親家庭は、ふたり親家庭と比較すると貧困率が非常に高く、その生活の安定と向上を図ることは、県の重要施策となっている。

このため、平成26年度に「秋田県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、母子・父子世帯と未就業者の多い寡婦世帯について、重点的な支援を進めていくことにしており、同基金もその中に掲げられた施策の一つである。

今年度、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「秋田県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定するにあたり、ひとり親家庭等を対象とした実態調査を実施し、事業ニーズを把握するとともに、計画策定委員会において今後のひとり親施策の方向性を協議することとしている。実態調査の結果や計画策定委員会での議論を踏まえて、本基金の必要性やあり方について検討していく。

#### (16) 秋田県林業開発基金

##### 【意見13】将来の貸付金の回収見込みについて

(98頁・10頁)

林業開発基金は、林業公社の財政運営における収支不足（収支赤字）を補填する目的で支出するものであり、いわゆる運転資金の融資である。したがって、将来返済されることを前提とする。

貸付金が回収されないことは基金を毀損することであるため、回収リスクを検討した。

この点、林業公社の第9次長期経営計画における長期収支見込みは71億円のプラスとなっているが、多分に不確実性を伴う内容となっており、貸付期間が45年から50年の長期に及んでいることから、当基金からの貸付金には回収リスクがあるものと考えられる。

林業公社の経営リスクは、県直営で実施した場合の事業リスクと変わらないため、長期収支見通しのとおりに事業が進まなければ、貸付債権はいずれ不良債権となり、基金を毀損させる懸念を抱えている。

第三セクター等の経営に関する調査特別委員会の委員会調査報告書でも指摘されているとおり、高金利債務の解消等を引き続き図ることはもちろんのこと、長期収支見通しとの乖離状況を常にフォローアップし、法人形態の見直しと併せて、長期的な観点から基金のあり方を検討すべきである。

（対応中：林業木材産業課）

県議会の「第三セクター等の経営に関する調査特別委員会」、外部有識者による「秋田県林業公社のあり方検討委員会」において、次のような提言等があった。

- ・当面は林業公社を存続させることが妥当
- ・ただし、今後のリスク変化によっては、林業公社を解散して県が事業主体となることが適当との判断もあり得る
- ・そのため、今後も定期的な検証と経営改善のための各種見直し等を行うことが必要

このため、平成29年度には第10次長期経営計画を策定したほか、毎年度、木材価格の変動や国の補助制度の変更等を反映させた長期収支の見直しを行っているところであり、これらの進捗状況を踏まえながら、基金のあり方を検討していく。

#### 平成29年度包括外部監査（秋田県の高齢者福祉を中心とした少子高齢化対策に関する事務について）

事項（報告書・概要書頁）

措置状況：担当課

監査の結果・意見の概要	措置の内容
<p><b>I－3 補聴器相談事業</b></p> <p><b>【意見4】事業の必要性の評価について</b> (52頁・3頁)</p> <p>当事業は適切な民間受託者が見当たらなかったことを受けて、県が事業を引き継いだ経緯があるものの、行政サービスとしてではなく民間団体による実施も可能とも推測される。少子高齢化が進んでいる秋田県において、全国に先駆けこののような事業を行うことは相応に有効であるものと想定はされる。だからこそ県として適切な事業評価（事業必要性の評価）を実施し、将来に向け事業を発展させることを望みたい。</p>	<p>(対応済み：福祉政策課)</p> <p>利用者満足度調査では、回答者の約7割が「利用しやすい」「継続的なアフターケアを希望する」と回答しているほか、医療者側からは、聴力低下による認知症リスクからも相談事業で補聴器使用につなげる必要がある旨の意見があり、健康寿命の延伸や高齢者の社会参加促進を図る上で事業継続の必要性を確認した。</p> <p>今後も運営協議会等において、事業の有効性や効率性を確認しながら、必要に応じて改善、見直しを図っていく。(平成31年1月対応済み)</p>
<p><b>【意見6】補聴器業者の公募について</b> (54頁・4頁)</p> <p>公平性・透明性の確保、競争性の發揮及び補聴器選択の幅の拡大による利用者のサービス向上という観点から、補聴器業者の拡大や公募実施等が望まれる。</p>	<p>(対応済み：福祉政策課)</p> <p>平成31年2月7日から同年3月7日まで、事業に参加する補聴器業者の公募を行い、令和元年7月1日より、参加承認を得た事業者の参画により事業を実施している。(令和元年7月対応済み)</p>
<p><b>II－1 元気で明るい長寿社会づくり事業</b></p> <p><b>【意見13】委託料の適正な積算について</b> (82頁・6頁)</p> <p>高齢者ほっと安心相談事業では、公益財団法人秋田県長寿社会振興財団に対して高齢者総合相談・生活支援センター運営事業を委託している。平成28年度の委託料は15,015千円である。ただし、実績に対する経費が網羅的に積算されていない。県は、委託料の積算に当たって、実施計画の内容を踏まえた適正な見積もりを行うとともに、委託先からそれを踏まえた委託料精算書等を提出させる必要がある。</p>	<p>(対応済み：長寿社会課)</p> <p>実施計画の内容や経費の積算については、平成31年度当初予算積算時に委託先と十分協議を行い内容を精査し、適正な見積もりを行った。</p> <p>平成30年度措置終了。</p>
<p><b>【意見14】委託契約時の見積書の徵取について</b> (83頁・6頁)</p> <p>平成28年度の新しい総合事業の取組支援事業及び高齢者ほっと安心相談事業において、県は公益財団法人秋田県長寿社会振興財団と5件の委託契約を締結している。いずれも単独随意契約であり、かつ見積書の徵取を省略している。今後の委託契約に際しては、県財務規則第172条第2項第4号を適用する妥当性をその都度、より一層慎重に確認することが重要であり、その結果、できるだけ見積書を徵取することにより、双方向での事前調整の過程を明確にした上で、契約するように努める必要がある。</p>	<p>(対応困難：長寿社会課)</p> <p>当該事業については、専門的な知識・技術及び事業実績の蓄積等が必要である専門性の高い事業であるところ、県内ではこの条件を満たす法人は公益財団法人秋田県長寿社会振興財団(平成30年4月社会福祉法人秋田県社会福祉協議会へ事業譲渡)に限られており、他の法人が当該事業を行うことは極めて困難である。</p> <p>また、当該事業は、金額の算定根拠、契約条件等を予め相手方に示した上で契約の申し込みをし、相手方の承諾を受けて契約締結する必要のある専門性の高いものであることから、予め見積書を徵取しがたく、県財務規則第172条第2項第4号に該当するものであり、指摘への対応は困難である。</p>
<p><b>II－2 高齢者の社会参加促進事業</b></p> <p><b>【意見16】より効果的な補助事業に向けた見直しについて</b></p>	<p>(検討中：長寿社会課)</p>

(87頁・7頁)

友愛訪問活動への支援は秋田県第6期介護保険事業支援計画（第7期老人福祉計画）でも位置付けられている事業であるが、適正クラブの友愛訪問活動実施率は6割程度にとどまっている。県老連報告を含めても、24市町村のうち5市町村では、友愛訪問活動の実施が確認されていない状況である。今後、補助の対象や補助金算出方法などを工夫し、より一層効果的な補助事業となるように見直しがなされることを期待する。

## II-4 地域で支える認知症施策推進事業

【意見19】委託契約時の見積書の徴取について

(95頁・7頁)

平成28年度の認知症医療・介護体制充実強化事業とみなで支える認知症施策推進事業において県は7件の委託契約を締結している。いずれも単独随意契約であり、かつ見積書の徴取を省略している。今後の委託契約に際しては、県財務規則第172条第2項第4号を適用する妥当性をその都度、より一層慎重に確認することが重要であり、その結果、できるだけ見積書を徴取することにより、双方向での事前調整の過程を明確にした上で、契約するように努める必要がある。

【意見20】補助金の実施計画・実績報告について

(96頁・7頁)

市民後見推進事業費補助金は、市町村において市民後見人を確保できる体制を整備・強化することを目的とし、地域における市民後見人の活動を推進する事業に要する経費等を補助している。平成28年度は横手市と湯沢市の2市に対して合計2,668千円の補助金を交付している。湯沢市では当初予定していた市民後見人養成研修を開催できなかつたことなどにより、補助金は当初予算額2,365千円よりも1,918千円少ない447千円の交付にとどまっている。しかしながら、湯沢市が県に提出した書類では、その活動内容を示す実施計画は当初予算段階で想定されていたものであり、市民後見人養成研修の開催などが記載されたままである。県は市町村に対して、交付対象事業の実施内容をより一層正確に報告するよう適切に指導する必要がある。

【意見21】認知症施策の推進について

(97頁・8頁)

県には認知症施策の加速度的な展開が求められており、量的な目標達成に向けて多くの事業を同時並行的に進める必要があるが、その際、より効果的あるいは効率的な運営や対応、さらに利用者の満足度など、質的な側面にも十分配慮しつつ取組が行われることを期待する。

令和元年度中に見直しについて検討する予定である。

(対応困難：長寿社会課)

当該各事業については、専門的な知識・技術及び事業実績の蓄積等が必要である専門性の高い事業であるところ、県内ではこの条件を満たす法人は事業ごとに限られており、他の法人が当該事業を行うことは極めて困難である。

また、当該各事業は、金額の算定根拠、契約条件等を予め相手方に示した上で契約の申し込みをし、相手方の承諾を受けて契約締結する必要のある専門性の高いものであることから、予め見積書を徴取しがたく、県財務規則第172条第2項第4号に該当するものであり、指摘への対応は困難である。

(対応済み：長寿社会課)

平成30年度から、市町村における補助事業の進捗状況の把握に努めるなど、連絡調整を密にするとともに、実施計画に変更があった場合は、変更後の実施計画書を提出するよう適切に指導した。

平成30年度措置終了。

(対応予定：長寿社会課)

これまでの認知症施策をさらに推進するとともに、学識経験者、医療・介護・福祉関係者及び行政関係者等で構成される「秋田県認知症施策推進ネットワーク会議」に「認知症予防部会」を新たに設置し、同部会において市町村での認知機能チェックの促進などについて協議しており、その結果を踏まえ、令和2年度から認知症予防の取組を進めていくこととしている。

## II-7 老人福祉施設等環境整備事業

【意見25】補助単価の算定方法について  
(107頁・8頁)

実施要綱によると、老人福祉施設整備費補助金の額は、県の予算の範囲内で、過去3年間の実績の平均額から対象経費を算定し、算出された対象経費の実支出額の4分の3を補助単価とするとだけ定められている。この実施要綱の記載だけでは補助金額の具体的な算定方法がわからない。さらに、補助単価の設定過程についても見直しの余地がある。つまり、県独自の補助金として見直すことが可能であれば、今後、補助単価の設定について検討することが望ましい。その際、補助金の新たな単価や算定方法を導入したとしても、補助対象事業の総事業費に対する補助金の割合は従来からアップしないようにすることが重要である。

## II-8 地域介護福祉施設等整備事業

【意見27】補助対象事業における入札の実施について  
(112頁・9頁)

実施要綱では、補助金の交付条件として、補助対象事業者が事業を行う場合は原則として一般競争入札によるなど県や市町村の契約手続きに準拠することが定められているが、今回の監査で確認した限りにおいては、実際には県や市町村の契約手続きに準拠していない事業があるのでないかとの懸念が生じる。県は、補助金の交付決定通知等の際に改めて補助対象事業者に交付条件を遵守するよう周知する必要がある。

## II-9 老人福祉総合エリア運営費（北部、中央地区、南部）

【指摘事項15】指定管理者の公募期間中の個別交渉について  
(114頁・9頁)

現在の指定管理者の公募は平成27年度に行われている。申請書類の一つに「指定の申請に関する意思の決定を証する書類」があり、監査で申請書類確認の一環として事業団から提出された理事会の議事録等を閲覧したところ、指定管理者への申請の意思決定のために、指定管理施設と一緒に運営されている施設に関して県と協議を行ったことが記録されていた。指定管理者の公募に申請しようとする者は、定められた期間に所定の方法で質問をすることにより県とやりとりを行うことができるが、事業団と県の協議は定められた質問等の手続きを経ていないものである。県は、指定管理者の公募に関して、不要な誤解を招かないよう徹底する必要がある。

【意見28】指定管理者選定委員会の独立性の確保について  
(115頁・9頁)

平成28年度から5年間の3エリアの指定管理者を選定するための選定委員会は5名の委員で構成され、そのうち3名が大学教授などの外部委員であり、残り2名は県の健康福祉部次長が就任している。委員長は健康福祉部次長である。ここで、平成27年9月時点で、県の健康福祉部長が事業団の理事に就任している。他にも県のOBが事業団の理事や評議員となっており、応募者に対する選定委員会の独立性を確保するための規定は不十分である。指定管理者制

(対応済み：長寿社会課)

令和元年度の補助要綱より、補助単価を設定し、補助金額の具体的な算定方法を記載した。

令和元年度措置終了。

(対応済み：長寿社会課)

補助金の交付決定通知等の際に改めて補助事業者に交付決定条件を遵守するよう周知している。

平成30年度措置終了。

(対応予定：長寿社会課)

今後も、指定管理者の公募に関して、公平性や透明性の確保に努める。他事業の関連で、申請者との協議が必要な場合は、可能な限り、公募期間外に行うようにするとともに、緊急の場合等においても、不要な誤解を招かない方法を工夫し対応する。(次回公募時(令和2年度中)に対応予定)

(検討中：総務課)

現在指定管理を行っている施設の約4分の3が更新の選定を行う令和2年度までに、他県の運用や施設所管課の意見等を踏まえ、指定管理者の運用に係るガイドラインの見直しを行っていく。

度の運用に係るガイドライン及び健康福祉部指定管理者選定委員会設置要綱において応募者に対する選定委員会の独立性を確保するための手続きを定め、それに基づいて選定委員会を運営する必要がある。

#### 【意見29】施設の利用促進について

(116頁・9頁)

県と指定管理者は各年度で利用者数や利用料金収入の目標を設定している。利用料金収入でみると、平成28年度はいずれのエリアも目標額を達成できていないなど改善の余地がある。県は、着実に施設利用者数の増加につながるよう、指定管理者の目標設定やその実績の評価、指定管理者への指導・支援を通じて、より一層効果的な利用促進を図っていく必要がある。

#### 【意見30】指定管理業務の収支の分析・評価について

(118頁・10頁)

一般的に指定管理者制度、特に利用料金制を導入している場合では、県は必要以上に指定管理業務の細かい実施内容にまで口を挟まず、指定管理者に任せる姿勢が求められるが、協定書や仕様書での目標や業務内容の設定、そして事後的な評価については十分に行う必要がある。その一環として収支予算や収支決算の内容の分析、評価は重要である。県は、指定管理業務の収支の分析・評価をより一層深化させ、その結果を活用していく必要がある。

#### 【意見31】指定管理者選定委員会等の役割について

(121頁・10頁)

選定委員会に専門的かつ客観的な立場から指定管理者制度導入の趣旨を踏まえた審査が求められているとすれば、本来は審査基準の検討など前段階から関与することが必要である。県は、指定管理者制度のステップアップのために、指定管理者選定委員会の役割の拡大、あるいは他の組織による対応について検討することが望ましい。

#### 【意見32】過去の包括外部監査に対する措置状況について

(121頁・10頁)

今回の監査において、措置以降の状況も含め確認したが、「選定委員は過半数を外部者にする。」こと等、おおむね対応していた。この点は評価するところである。なお、県として行うべき事業なのかを含め施設の根本的なあり方の問題や南部老人福祉総合エリアのテニスコートの問題さらには利用率の向上に向けた努力の問題等は、今後も引き続き検討が必要な項目である。継続的な検討を望むところである。

### III－3 地域の子育て力向上事業

#### 【意見38】地域子育て家庭優待事業等の広報活動について

(143頁・12頁)

本県では、子育て家庭優待事業の広報活動において、ITを利用したものとしては、Webを利用するほか、Facebookを利用し、LINE等の利用についても現在検討中であるとされている。今後は携帯からのアクセスが中心となること

(対応中：長寿社会課)

施設の利用促進については、指定管理者との協議を重ね、施設利用者の増加につなげるための施策を検討しているところである。(令和2年度末までに措置終了予定)

(対応予定：長寿社会課)

次期指定管理者の公募（令和2年度中）までに、指定管理業務の事後的な評価を十分に行い、協定書や仕様書の設定に反映させる。

(検討中：総務課)

現在指定管理を行っている施設の約4分の3が更新の選定を行う令和2年度までに、他県の運用や施設所管課の意見等を踏まえ、指定管理者の運用に係るガイドラインの見直しを行っていく。

(対応中：長寿社会課)

現在、老朽化等が進む南部エリアについては、指定管理者との打合せを重ね、施設のあり方等について、検討を続けている。

今後も随時、各エリアの利用率の向上等について、指定管理者と検討する。(令和2年度中に措置終了予定)

(対応済み：次世代・女性活躍支援課)

平成30年度事業において、出会いから結婚、子育てまでの情報を一括して提供する情報発信基盤（ウェブサイト）の再構築を実施した。子育て家庭優待事業についても、Facebookに協賛店側からも情報を発信する

を前提に、これまで利用してきたSNSに加えてTwitterの利用も含めたタイムリーな情報発信をも心がけることが望ましい。

#### 【意見39】祖父母手帳の発行等について

(143頁・12頁)

地域の実情を踏まえつつ、子育て世代に対する適切な情報提供機能の重要性は高まっている。単に、他県に追随する必要はないが、秋田県においても、その地域の特性を踏まえ、「祖父母手帳」等きめ細かな情報提供機能の県民への提供を行うためのさらなる施策が望まれる。

など、これまでの取組に加え、一層タイムリーな情報発信を強化した。

(対応済み：次世代・女性活躍支援課)

祖父母手帳については、会議等を通じて市町村に情報提供を行った。

また、人口10万人あたりの理美容院数全国一である秋田県の特性を活かし、平成30年度から理美容院等の事業協力店舗218店と連携して、理美容師等から各店舗に来店した顧客に対する地域の結婚・子育てに関する情報発信を行っている。

#### III-4 児童福祉諸費

##### 【意見40】読み聞かせの効果と今後の課題について

(147頁・12頁)

秋田県は、「マザーズ・タッチ文庫」を通じて昭和40年代から読み聞かせの推進を継続している点は評価できる。当該文庫の選考委員については、男性委員が平成28年は委員8名中2名、平成29年からは委員9名中3名であるが、選考委員にも父親の感性をもう少し含めるとともに、当該文庫の名称の変更も含め、読み聞かせ等の効果をより実感させるようさらなる柔軟な施策が望ましいと考える。また、当該活動を母親を中心とする視点だけでなく、地域のシニア世代との連携をさらに積極的に進めるべきであろう。

(対応済み：次世代・女性活躍支援課)

選考委員は性別のみならず、委員の構成、バランスに配慮しながら委員を依頼しており、現役子育て世代である父親サークルの会員が複数人いるなど父親の視点も十分含まれているが、引き続きバランスの取れた委員構成となるよう努めていく。

また、名称については、時代に合わないという認識から検討を重ねていたが、平成31年4月から「あふれちゃんのえほんばこ」と改称した。

地域での読み聞かせ活動は、元気なシニアや男性が活発に活動するなど、大変積極的に行われている。なお、シニアの地域貢献・社会活動については、平成19年度から民間財団と連携して活動顕彰を実施しているほか、令和元年度には長年絵本・児童書の研究や読み聞かせの普及啓発に尽力された男性研究者に対し、県知事表彰を行った。

#### III-5 児童会館費

##### 【指摘事項16】指定管理者へのモニタリングのあり方について

(152頁・12頁)

秋田県児童会館の運営状況のモニタリング結果においては、毎期「管理運営状況等評価表」を作成し、これをもって公表している。評価は、目標値に対する達成率に従い、A、B、Cの3段階評価としている。評価の観点としては、4つの観点をもとに総合評価を行い、これらについて指定管理者自らの1次評価と所管課の2次評価を実施しているが、いくつかの問題点が見受けられた。また、本件のように特に長期間にわたり同一団体が指定管理を行う場合には、さらに細かい観点に基づき、担当職員自らが運営状況を細かく検証すべきであろうし、場合によってはモニタリング委員会として複数の委員の意見を求める必要もある。

(検討中：総務課)

現在指定管理を行っている施設の約4分の3が更新の選定を行う令和2年度までに、他県の評価制度や施設所管課からの意見等を踏まえ、指定管理者制度導入施設に係る評価方法の見直しを行っていく。

**平成30年度包括外部監査（秋田空港及び大館能代空港の管理運営及び利活用について）**

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措置の内容
<p>4 県の空港事業における基本的な取組</p> <p>【意見1】秋田空港及び大館能代空港の基本理念の明確化及び計画の策定について (76頁・2頁)</p> <p>県は、航空ネットワーク機能の強化に関する施策の方向性と取組について「ふるさと秋田元気創造プラン」に掲げているが、秋田空港及び大館能代空港がそれぞれ目指すべき姿である基本理念が明確になっていない。</p> <p>県は、秋田空港及び大館能代空港の基本理念を明確にしないと、基本理念に基づき体系的に政策を定めて、これを具体的な取組に落とし込むことができない。また、取組の成果を客観的に評価するためのKPIを設定し、KPIの達成状況の評価を通じて、両空港がそれぞれ目指すべき姿に進むことができない。</p> <p>したがって県は、秋田空港及び大館能代空港の基本理念を明確にした上で、その政策や具体的な取組を定めた計画を策定するように留意されたい。</p> <p>なお、秋田空港及び大館能代空港の管理運営及び利活用には、県のほか、秋田空港ターミナルビル㈱、大館能代空港ターミナルビル㈱及び航空会社等の複数の者が関係することから、計画の策定に当たっては、空港関係者それぞれが主体的に行うべき取組が明確になるように留意されたい。</p>	<p>(対応済み：交通政策課)</p> <p>両空港の目指すべき姿については、「秋田県管理空港経営体制検討業務」(H27.3)において、課題を整理し、方向性を定めているほか、KPIと達成状況の評価については、「秋田県政策等の評価に関する条例」に基づく施策評価、事業評価において、KPIを設定し、達成状況の評価を行っている。</p> <p>また、空港に関する具体的な取組を定めた計画については、第2期ふるさと秋田元気創造プランの重点戦略「未来の交流を創り、支える、観光・交通戦略」の「施策6 交通ネットワークの利便性の向上と地域交通の確保」として策定済みであり、関係各課、空港ターミナルビル、航空会社等とそれぞれの役割を明確にしながら、取組を進めている。</p>
<p>【意見2】空港の管理運営の高度化及び利活用の促進に向けた所管課の連携強化 (77頁・2頁)</p> <p>現在、県において秋田空港及び大館能代空港の管理運営及び利活用を所管する組織は、3課（観光振興課、交通政策課及び港湾空港課）にわたっており、それぞれの課で取組が行われている。</p> <p>秋田空港及び大館能代空港の管理運営を高度化し、利活用を促進するためには、所管課の連携を強化することが不可欠である。</p> <p>県は、所管課の連携強化を目的とした会議体を設置するなど、所管課が連携した取組を行うための体制を検討されたい。</p>	<p>(対応済み：交通政策課)</p> <p>「秋田県内空港に関する府内等連絡会議」のほか、日常的に情報共有や個別協議を行うなど、3課の連携強化を図り、業務を行っている。</p> <p>「秋田県内空港に関する府内等連絡会議」 (H29 設置)</p> <p>メンバー：港湾空港課（事務局）、空港管理事務所、観光振興課、交通政策課、空港ターミナルビル</p> <p>○令和元年度開催状況</p> <p>4月24日、6月27日</p> <p>※その他 打合せ隨時</p>
<p>【意見3】空港事業に関する現状分析及び課題認識 (77頁・2頁)</p> <p>県は、空港事業の現状分析の一つとして、秋田空港及び大館能代空港の収支を試算している。県の試算は、各空港管理事務所が所管する毎期経常的に発生する歳入歳出額から構成しており、航空系事業と駐車場事業が合算されたものである。</p> <p>県の試算は、空港施設の新設や改良に要する設備投資支出が含まれておらず、県の空港運営に係る収支を分析するためには不十分である。県の試算に設備投資支出を加味した県の空港収支を算定して、空港事業に関する現状分析に活用されたい。</p>	<p>(対応済み：港湾空港課)</p> <p>収支については、意見を踏まえ、現状の試算に加え、設備投資支出を加味した空港収支の算定や、駐車場事業を区分するなど複数パターンの収支を整理していく。</p> <p>なお、SWOT分析については、「秋田県管理空港経営体制検討業務」(H27.3)において、実施済みであり、内容について関係課で再確認した。</p>

県の試算は、航空系事業と駐車場事業を区分していないため、それぞれの事業ごとに収支を分析できない。航空系事業収支と駐車場事業収支に区分して、それぞれの事業に関する現状分析に活用されたい。

また、SWOT分析は事業環境の変化に対応するために有用な方法であることから、県が、空港事業に関する現状分析及び課題認識を行うに当たって、導入を検討されたい。

#### 【意見4】KPIの設定による取組の適切な評価

(77頁・3頁)

県は、「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」において、空港事業に関連するKPIとして、「秋田空港国内定期便利用者数」、「大館能代空港定期便利用者数」及び「国際定期便利用者数」を設定していた。しかし、「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」における空港事業の主な取組に対応するKPIを設定しておらず、空港事業の主な取組の成果が客観的に評価できない。

また県は、「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」において、空港事業に関連するKPIを設定しておらず、空港事業の成果が客観的に評価できない。

県は、空港事業に掲げる主な取組の成果を客観的に評価するためのKPIを設定し、KPIの達成状況を適切に評価できるように留意されたい。

### 5 個別事業の状況

#### (1) 国内航空路線の維持・拡充

②空港と目的地を結ぶ二次アクセスの利便性の向上と情報発信

#### 【意見5】二次アクセスの利用者数の把握と満足度調査の実施について

(84頁・3頁)

県は、「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」において、「空港と目的地を結ぶ二次アクセスの利便性の向上」を掲げているが、平成29年度において二次アクセスの利用者数の把握と満足度調査を実施していない。

県が利用者数を把握しないと、県は交通手段や路線ごとの利用者数の多寡や季節的変動などに応じた利便性向上の取組を行うことができない。

また、満足度調査を実施しないと、県は空港利用者の二次アクセスに対する要望に応じた利便性向上の取組を行うことができない。なお、県は、平成30年度に秋田空港利用者等を対象に二次アクセスの利便性のアンケートを実施したが、その回答理由まで掘り下げた調査ではなく、満足度調査としては不十分である。

県は、二次アクセスの利便性を向上するため、利用者数の把握と満足度調査を実施するように留意されたい。

#### 【意見6】「アキタノNAVI」の利便性を向上するための機能見直しについて

(84頁・3頁)

「アキタノNAVI」は、県が主にインバウンド需要を取り込むために開発したアプリケーションであるが、多言語対応や施設情報の検索機能が不十分であるため、外国人にと

(対応済み：交通政策課)

第3期ふるさと秋田元気創造プランにおいて、空港事業に関連するKPIを設定していないが、秋田県政策等の評価に関する条例に基づく施策評価、事業評価で、具体的な施策や個別の事業についてKPIを設定し、達成状況の評価を行い、取組を進めている。

(一部対応中、一部検討中：観光振興課)

二次アクセスの利便性の向上に向けては、意見に記載のアンケートのほか、平成31年2月に、海外在住のコーディネーター等11名を対象としたアンケートを実施してエアポートライナーの利用にかかる満足度調査を行っているが、その調査結果などを活用し、今年度事業にてエアポートライナー運行会社や着地市町を対象とした実態調査及び改善策の提言を行う事業を実施している。今後その結果を県の取組に反映させていく予定である。

また、利用者数は「秋田空港からの二次アクセスを高める会」の事務局（秋田空港ターミナルビル）が路線ごと行き先別に把握していることから、情報を共有しながら、利便性の向上を図っていく。

(一部対応中、一部検討中：観光振興課)

本アプリへの多言語での掲載を希望する飲食店や宿泊施設のうち、未翻訳となっていた66件について、英語、繁体字、簡体字、韓国語への翻訳が令和元年8月に完了したほか、年内を目処にタイ語への翻訳を行う。

って利便性が低い。

「アキタノNAVI」は多言語対応とされているが、外国語の利用設定後に施設情報を検索しても、外国語変換されずに日本語で表示される情報がある。また、本来は必要な各施設における対応言語がほとんど記載されておらず、多言語対応として不十分である。

「アキタノNAVI」は施設情報の検索機能があるが、検索結果の表示順は「現在地から近い順」又は「読み仮名順」の二通りのみである。一般的な情報検索サイトでは、検索結果を「ページビューの多い順」や「利用者のレビューに基づくおすすめ順」等で表示して利便性を高めており、検索機能として不十分である。

これらの機能不備が、「アキタノNAVI」の利用が以下のとおり低調であることの一つの要因と考えられる。

- ・平成29年度における「アキタノNAVI」の外国人利用者数は、日本人を含む総利用者数の35.2%
- ・平成29年4月から12月までの間に県を訪問した外国人のうち、「アキタノNAVI」の利用者数は4.95%

県は、インバウンド需要を取り込むために、外国人にとって「アキタノNAVI」の利便性を向上するように機能を見直すことに留意されたい。

また、観光施設情報については、登録時から年数が経過している情報もあるため、改めて内容の精査を行った後、随時翻訳を進めていく。

また、各施設における対応言語の掲載については、県内には多言語対応可能なスタッフが常駐している施設は少なく、多くの施設が案内看板やメニュー表記、ウェブサイト等の多言語化を随時進めている、あるいは検討している段階である。そのような状況において、対応言語を単純に掲載することが効果的とは限らないため、県内各施設の多言語対応状況を参考にしながら、対応を検討していく。

さらに、機能面については、平成29年度のリリース以降、利便性の向上が見込める部分について随時改修を進めているが、改修内容については、必要性や優先度、コスト、実現性を踏まえて検討しているところである。検索結果を「ページビューの多い順」や「利用者のレビューに基づくおすすめ順」として表示することについては、改修に要する時間と経費が少なくてはないため、他の機能改修と併せて引き続きの検討課題とし、より効果的な方策を模索することで、今後もさらなる利便性の向上に努めていく。

### ③利用促進協議会など関係団体と連携した利用促進

#### 【指摘事項1】予算の流用

(95頁・4頁)

秋田空港利用促進協議会は、平成28年度及び平成29年度において予算を流用している。個別事業の予算の流用は最大で、平成28年度が予算実績差額4,907千円（乖離率424%）、平成29年度が予算実績差額2,561千円（乖離率256%）である。秋田空港利用促進協議会の規約には、予算の流用に関する規定が定められていない。この場合、予算の流用に先立ち幹事会及び総会の承認を得ることが考えられるが、事前に幹事会及び総会には諮っていない。

例えば秋田県財務規則では、歳出予算の流用は知事の承認を必要とするが（第32条1項）、予算に定める項目流用及び歳出予算の目間流用は総務部長の専決事項とし（第3条1項2号）、歳出予算の目内流用は財政課長の専決事項と定めている（第3条1項4号）。

県は秋田空港利用促進協議会の事務局を担う立場から、秋田県財務規則を参考に秋田空港利用促進協議会の規約に予算の流用に関する規程を設け、予算管理を適切に行う必要がある。

#### 【意見7】予算の未執行について

(95頁・5頁)

秋田空港利用促進協議会は主要施策の一つとして、旅行会社や個人旅行者を対象とした助成事業を行っているが、

(対応済み：観光振興課)

協議会規約第16条「この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が定める」を踏まえ、事務局規程に、「事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）又は事業間の予算配分の変更が当該事業のいずれにおいても予算額の20%を超える増減となるときには、国内線・国際線の各部会において審議決定する」旨の予算流用に関する規定を平成31年4月に定めた。今後とも、予算管理を適切に行ってまいりたい。

(対応中：観光振興課)

アウトバウンド旅行商品の造成支援については、令和元年度については秋田空港利用促進協議会の事業に一本化した。

平成29年度において個別事業の一部が未執行となっている。主な事業は以下の二件である。

「国際便利用アウトバウンド旅行商品造成支援事業」は、予算実績差額△4,267千円（乖離率△47%）である。県は予算の未執行の理由について、県で実施している「秋田県内空港利用国際チャーター便運航支援事業」との重複申請ができないため、申請が6件であったと説明している。旅行会社にとっては県との重複申請ができず、支援事業の利便性が低くなってしまい、県は秋田空港利用促進協議会の事務局を担う立場から、申請条件の見直しについて検討されたい。

「個人旅行者向け二次アクセス助成事業」は、予算実績差額△2,480千円（乖離率△94%）である。県は予算の未執行の理由について、韓国への国際定期便が運休したため、旅行会社のSNS等を活用したエアポートライナーの周知事業を実施せず、外国人旅行者への片道運賃の助成が77名であったと説明している。しかし、「個人旅行者向け二次アクセス助成事業」の助成対象は、韓国との国際定期便の利用者に限ったものではなく、周知事業を行わない理由としては不適当である。県は秋田空港利用促進協議会の事務局を担う立場から、周知事業を行うように留意されたい。

#### 【意見8】広報活動の不足について

(96頁・5頁)

秋田空港利用促進協議会では、意見7に掲げた事業に加えて、平成28年度においても個別事業の一部が未執行となっており、このうち予算実績差額△2,000千円以上の事業が平成28年度及び平成29年度で4件ある。

県は助成事業の広報活動として、協議会の総会や韓国における情報発信事業でSNS等により周知しているとの説明である。しかし、旅行会社や個人旅行者の助成利用を促進するためには、総会出席者やSNS等利用者以外の者にも広く周知する必要がある。

県は秋田空港利用促進協議会の事務局を担う立場から、旅行会社や個人旅行者の助成利用を促進するため、例えば協議会の専用ウェブサイトを開設するなどして、広報活動を強化するように留意されたい。

#### (2) 韓国国際航空路線の維持

①学校、民間団体に対する支援

#### 【意見9】予算の未執行について

(102頁・6頁)

国際交流の推進（海外交流促進事業費補助金）は、予算14,000千円、実績7,740千円と、執行率が約55%となっている。県によれば、執行率が低い理由として、平成29年度は国際定期便が運休し国際チャーター便のみ運行していること、特に修学旅行枠については、修学旅行先の選択が多様化しており、国際チャーター便を利用して秋田空港から海外に出発する学校が限定されるためとのことである。

当該補助金は、国際定期便の運航を前提とした制度であり、国際定期便が運休していると利用が限定されるため、国際チャーター便のみが運航する現状に適した制度への転換について検討されたい。

また、「個人旅行者向け二次アクセス助成事業（エアポートライナー助成）」については、秋田空港発着の国際チャーター便の利用者を対象としたものであるが、これまで、国際チャーター便については助成対象となる個人旅行者の利用が少ない状況である。

今後、国際定期チャーター便については個人客向けの発券も検討されていることから、令和元年中には、現地のSNS等において対象者向けの周知を行い、利用促進を図ってまいりたい。

(対応済み：観光振興課)

助成制度については、会員となっている旅行会社及び市町村等を通じて周知を図っているほか、海外交流を行う団体に対する助成については、県のホームページ「美の国あきたネット」に概要を掲載し広報を行っている。

(対応済み：観光振興課)

この事業については、秋田空港を発着する国際便を活用して海外修学旅行を実施する場合に助成を行っているものである。

令和元年度予算では、台湾定期チャーター便について、修学旅行による利用の呼びかけ及び利用見込みの把握を行い、これらを踏まえた予算措置を行った。

**【意見10】秋田県在住者のアウトバウンド支援について  
(102頁・6頁)**

秋田空港では平成27年12月以降、国際定期便が運休しており、主としてインバウンド向けの国際チャーター便を運航している（平成31年4月より国際定期チャーター便を運航予定）。

今後、国際定期便を運航するためには、インバウンドだけでなく、アウトバウンドの旅客を増やす必要があるが、秋田県在住者のアウトバウンドは平成29年で34千人と平成20年から4千人減っている。年代別では、10代と30代～50代の減少率が大きい。また、県民のパスポート保有比率は9.2%と、全国平均の24%と比べて低い。

したがって、県民の海外旅行意欲を高めるための施策が必要と考えられる。具体的には、県民のパスポート申請費用の助成や、将来の海外旅行リピーターを増やすため若者向けの国際交流イベントや短期渡航支援などの施策を検討するように留意されたい。

**③韓国をはじめとする海外からの誘客推進による利用者の拡大**

**【指摘事項2】仕様書の内容が不明瞭な委託契約  
(113頁・6頁)**

海外向けの秋田県誘客促進に係る業務委託契約において、仕様書の業務内容が適切に記載されていない契約が認められた。

具体的には、韓国及び中国における情報発信強化事業の仕様書で定める情報発信、イベント開催について、その実施回数等が仕様書に記載されていない。

韓国における秋田泊旅行商品造成・販売事業の仕様書で定める旅行商品の造成等について、その造成件数、広告支援回数等が仕様書に記載されていない。

韓国誘客強化事業の仕様書で定めるセミナー開催等について、その対象者、実施規模、開催回数、広告支援の媒体・開催数等が仕様書に記載されていない。

地方公共団体は、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため、必要な検査をしなければならず（地方自治法第234条の2第1項）、この検査は契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないとされている（地方自治法施行令第167条の15第2項）。すなわち、仕様書（業務委託実施要領）は受託者が業務を実施するに当たっての拠り所となる書類であり、また、県が委託業務の完了検査を行うに当たっての基準となる書類である。

そのため、仕様書の記載が不明瞭であれば、受託者が適切に業務を行えないとともに、県が委託業務の完了検査を適切に行えないことになる。

県は、委託契約の仕様書の記載の見直しを行い、業務内容について具体的かつ明瞭に定める必要がある。

**【指摘事項3】完了検査確認が不十分な委託契約  
(114頁・7頁)**

海外向けの秋田県誘客促進に係る業務委託契約において、

**(対応中：観光振興課)**

令和元年度予算においては、台湾定期チャーター便の就航を踏まえ、秋田空港利用促進協議会の事業により、アウトバウンド旅行商品の造成支援や各種団体が行う国際交流への支援を実施し、県民のアウトバウンドの一層の促進を図っているところである。

**(対応済み：観光振興課)**

海外からの誘客促進を図る事業については、委託先及び旅行会社等と隨時交渉しながら内容を調整する必要があるほか、各市場の事情等により、契約時までに詳細な数量等を明示できない項目があるものの、令和元年度からは、契約締結に当たり委託先と協議し、可能な限り数量等を明記するようにした。

**(対応中：観光振興課)**

実施回数等の事業の詳細については、事業途中において受託者と協議のうえ決定

仕様書の記載が不明瞭であったため、県は受託者の見積書の記載に照らして、完了検査確認を行っているものがある。

この際、受託者の完了報告書にある実施回数等が、見積書に記載のある予定回数等を下回っているにも関わらず、県は業務完了と判断している。

県によれば、広告支援等の海外向けの秋田県誘客促進事業は、その性質上、海外旅行会社等と隨時交渉・協議しながら進める必要があり、事前に仕様書で実施回数等を明記できない場合がある、とのことである。完了検査確認に際しては、当該協議での合意事項と相違ないことを確認することで、業務完了と判断している、とのことである。

しかし、監査人は、県が行った隨時交渉・協議の内容、合意事項を示す証跡・文書は、確認できていない。

県は、業務完了と判断した根拠を明確にして、完了検査確認を行う必要がある。

#### 【意見11】インバウンド誘客促進に係る事業の効果

(114頁・7頁)

誘客促進委託費の効果は各国からの宿泊者数に発現するという前提で、平成25年と平成29年の台湾及び韓国からの延べ宿泊者数を比較することとする。

台湾及び韓国の誘客促進委託費は、平成25年度と平成29年度の支出額を比べると、台湾は11,778千円が56,959千円になり約4.8倍、韓国は9,572千円が58,038千円になり約6.0倍である。また、平成25年度から平成29年度までの累計は、台湾が214,961千円、韓国が173,828千円である。

台湾及び韓国からの延べ宿泊者数は、台湾は8千人が42千人になり約5.2倍、韓国は9千人が12千人になり1.3倍と、台湾及び韓国からの延べ宿泊者数はともに増加しているが、台湾のほうが韓国に比べて増加数が多く、誘客促進委託費の伸び代と比べると韓国の増加率が低い結果となっている。

このことを踏まえて、県は近隣県、国内のインバウンドの状況を適時に分析し、必要に応じて予算配分の比重の見直しを行うとともに、委託の内容、契約方法についても再考されたい。

#### 【意見12】業務実績の適時の把握と対応

(115頁・8頁)

県は、インバウンド誘客促進を目的として、フェイスブックやブログ、ホームページ等のインターネットを活用して県内観光地、旅行商品等のPRの業務委託を行っている。

「韓国における情報発信強化事業業務委託」契約において、受託者から年度末に提出された業務実績報告書によると平成29年度のブログ平均アクセス数は2,612件であり、平成28年度の4,343件と比較して約4割減少していた。

業務委託実施要領には「受託者は業務過程を定期的に報告するとともに、必要に応じ、その都度委託者に報告すること。」と定められており、受託者は、月次でブログアクセス数等を県に報告しているものの、県は、その実績について前期比較等を行っておらず、アクセス数の減少に対する受託者への必要な対応を行っていない。情報発信業務については情報発信の頻度・回数のみならず、その発信された情報へのアクセス数等が事業の効果として重要であり容

し、この協議結果と相違なく実施したことを見認証・検査しているものであるが、この協議の経過と結果を完了検査調書に添付するなど、事後的な見認証が可能となるよう整理しているところである。

完了検査時においても、これらの内容を含め、事業が適切に実施されているか見認証・検査を行ってまいりたい。

#### (対応済み：観光振興課)

各市場国・地域からの誘客促進の事業については、毎年度、本県及び我が国への訪日の動向や今後の見通し、現地コーディネーターからの情報、国際航空路線の就航状況等を踏まえ、委託契約の内容や方法も含めた事業内容を検討のうえ、決定しているところであるが、今後とも、各市場国・地域の動向を的確に把握しながら、事業を進めてまいりたい。

#### (対応済み：観光振興課)

海外向けの観光情報発信事業においては、ブログ等のコンテンツの作成や発信など業務の遂行状況のほか、そのアクセス数についても随時報告を受けているところであるが、アクセス数について前年度等と比較し大きく減少している場合は、その原因についての分析及び増加に向けた必要な対応を求める方式に改善した。

易に取得可能である。

したがって、県は、これらの業務について委託者から報告されたアクセス数等の事業の効果を適時に分析し、改善の余地等がある場合は受託者に対して必要な対応を行うよう留意されたい。

### (3) 空港施設の管理運営及び利活用

#### ①空港管理・整備に関する個別事業

##### 【意見13】アセットマネジメントの高度化

(129頁・9頁)

県は、「秋田空港維持管理・更新計画書」において、空港基本施設の大規模更新を2020年度と2021年度に予定している。同じ2か年度において、県は秋田空港の除雪車両の更新も予定している。

また県は、「大館能代空港維持管理・更新計画書」において、空港基本施設の大規模更新を2020年度と2021年度に予定している。同じ2か年度において、県は大館能代空港の除雪車両の更新も予定している。

両空港の空港基本施設と除雪車両の更新投資が2020年度と2021年度に集中しており、空港の管理運営に関する歳出が、他の年度に比べて多額である。

両空港の維持管理・更新計画書は、いずれもアセットマネジメントの手法を用いて作成されていると考えられる。

現在、多くの自治体において人口の減少とアセットの老朽化が進んでおり、最少の投資で最大の効果が得られるよう、アセットマネジメントの高度化が必要とされている。

下表は、アセットマネジメント高度化のフレームワークである。アセットマネジメントを高度化することにより、組織的な基準で投資の優先度評価と資産管理を実現でき、財政負担の平準化のみならず、トータルコストを低減することが期待される。また、行政サービスが組織的に提供可能となり、行政サービスの品質を確保できる。

県は、引き続き、アセットマネジメントの高度化に向けて取り組むことを検討されたい。

#### ②駐車場

##### 【意見14】設備投資額の回収も考慮した駐車場事業収支の作成とその活用について

(137頁・10頁)

県は秋田空港駐車場の利用料金について、空港の利用促進が最優先であり、これによる利用者の増加や県観光産業等の振興など総合的に県益となる観点から空港運営している。したがって秋田空港立体駐車場の利用料金は、立体駐車場の設備投資額の回収を目的とした設定ではない。

平成29年度の秋田空港の駐車場事業収支は、111百万円と黒字である。しかし県は、立体駐車場の設備投資額の回収状況を明らかにする事業収支を作成していない。施設の料金設定や設備投資など管理運営に関する意思決定を行うためには、設備投資額の回収も考慮した事業収支を作成する必要がある。

県は、設備投資額の回収も考慮した駐車場事業収支を作成して、駐車場の管理運営に関する意思決定に用いることを検討されたい。

(対応済み：港湾空港課)

現在も予算の平準化やコスト縮減を十分に検討した上で、維持管理・更新計画を策定しているが、監査人からの意見も一つの手法として参考にしながら、より徹底した計画づくりと、それに基づく事業の実施に努めていく。

(対応済み：港湾空港課)

立体駐車場の利用料金設定について、現段階では、空港の利用促進が最優先であり、これによる利用者の増加、県観光産業等への収入増加など、総合的に県益に繋がるよう空港運営を行っている。

しかし、今回の意見を踏まえ、設備投資額の回収も考慮した駐車場収支を試算しており、よりよい管理運営に繋げていきたい。

**【意見15】秋田空港駐車場の立地や受益者の利便性を勘案した料金設定について**  
(137頁・10頁)

第2駐車場は第1駐車場と比較するとターミナルビルからの距離が遠いことから、相対的に利便性が低いと考えられるが、両駐車場の料金は同額となっている。そのため、第2駐車場の利用台数が最も少ない状況が継続している。

料金設定については様々な決定方法があると考えられるが、駐車場の立地や受益者の利便性に応じて差を設けることも有用である。両駐車場の立地と受益者の利便性を勘案すると、同額の料金設定については再考の余地があり、第1駐車場及び第2駐車場の料金設定を改めて検討されたい。

**【意見16】秋田空港駐車場の繁忙期における需要を勘案した料金設定について**  
(137頁・10頁)

秋田空港の駐車場は、GW等の繁忙期において利用台数が増加し、駐車可能台数以上の台数が、臨時に駐車されている状況であることが顕著となっている。

料金設定については、需要に応じて差を設けることも有用である。繁忙期における駐車場の需要を勘案すると、年間を通じて同じ料金設定については再考の余地があり、例えば、利用料金の無料時間を通常より短く設定する等の対策を検討されたい。

**【意見17】大館能代空港駐車場の有料化について**  
(138頁・10頁)

現在、大館能代空港の駐車場料金は無料である。県は大館能代空港の利用料金について、空港の利用促進が最優先であり有料化は考えていないとのことである。

平成29年度の大館能代空港の事業収支は、航空系が△399百万円、駐車場が△1百万円とそれぞれ赤字であり、設備投資支出も含めた県の空港収支は△503百万円である。空港収支を改善する方法は様々考えられるが、駐車場の有料化は一つの方法と考えられる。また、公の施設の使用料は、施設の性質や、その施設で提供しているサービスの内容に応じて、受益者と公の負担割合が決定されると考えられる。

県は、空港の利用促進に一定の進展が見られた暁には、空港収支の改善を図られたく、大館能代空港駐車場の有料化について検討されたい。

(対応困難：港湾空港課)

第1駐車場と第2駐車場は、屋根付き歩道が一体的に整備されていることから、利便性の上で差があるものではないと考えており、当意見への対応は困難である。

(対応困難：港湾空港課)

駐車場については、空港の利用促進が最優先であり、一年の中で繁忙期のみ料金設定を変えることは、利用者の負担や混乱を招くことになるため、当意見への対応は困難である。

(対応困難：港湾空港課)

大館能代空港駐車場については、空港の利用促進が最優先であるため、駐車場を無料化し、道の駅としても認定を受けている。

なお、国交省「道の駅登録・案内要綱」によると、駐車場は無料であることが条件となっており、有料化は困難な状況にある。

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年2月7日

秋田県監査委員 小松 隆明  
秋田県監査委員 三浦 茂人  
秋田県監査委員 高橋 洋樹  
秋田県監査委員 川村 和夫  
教総 一 2055  
令和2年1月7日

秋田県監査委員 小松 隆明  
秋田県監査委員 三浦 茂人様  
秋田県監査委員 高橋 洋樹  
秋田県監査委員 川村 和夫

秋田県教育委員会教育長 米田 進

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

※以下別紙のとおり

**平成28年度包括外部監査（秋田県の学校教育振興に関する事務について）**

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措置の内容
<p>2. 地域生徒指導推進事業</p> <p>【指摘事項III-3】事務局校への予算再配当について (91頁・10頁)</p> <p>本事業の予算は、9つの地域生徒指導研究推進協議会（以下、「協議会」という。）に対して直接支出するのではなく、各協議会の事務局を行っている高校（以下、「事務局校」という。）に対して再配当し、執行する形をとっている。</p> <p>事務局校であるかどうかを問わず、協議会としての活動は一体的なものであり、地域生徒指導の活動を推進するという本事業の目的を効果的、効率的に達成するためには、本来、協議会に対して支出すべきである。現状の仕組みは実態に即していないため、高校教育課としては支出先などについて見直す必要がある。</p>	<p>（対応困難：高校教育課）</p> <p>協議会会长は9地区の事務局校校長がそれぞれ担っており、その会計も各地区事務局校で行っている。本事業の目的を効果的、効率的に達成するため、事務手続きを増やすことなく、これまでと同様に各事務局校への再配当によることとする。</p>
<p>7. 高等学校学習環境等整備事業</p> <p>【意見III-15】保守業務委託の対象サーバについて (115頁・13頁)</p> <p>県立学校学習ネットワークシステムサーバ保守業務委託では、各高校にあるサーバの運用サポートや障害対応などの保守業務を外部に委託している。ほとんどの学校は業務サーバ1台と学習サーバ1台の計2台であるが、湯沢翔北高校では2高校の統合の際にサーバを引き継いだため2台ずつの計4台となっている。但し、湯沢翔北高校が他校に比べてデータ量が突出して多いとは考えにくい。今後、各学校のサーバの更新などの際には、サーバの配置について、システムの効果的な運用だけでなく、公平性や経済性の観点からも十分に検討することが望ましい。</p>	<p>（対応済み：高校教育課）</p> <p>平成30年11月に学習系サーバの更新を実施したことで、現在は適正な台数（2台）となっており、公平性や経済性において妥当である。</p>